その他告示

○金融庁財務省告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月三十日

金融庁長官　伊藤　豊
法務大臣　山下　貴司
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］		［同上］	
エスエムビーシー ニッコウ バンク ルクセンブルグ エスエー	ルクセンブルグ大公国	エスエムビーシー ニッコウ バンク ルクセンブルグ エスエー	ルクセンブルグ大公国
ルクセンブルグ センブルグ エルフォン ビンゲン 二	ルクセンブルグ市 ヒルデガルト	ルクセンブルグ センブルグ エルフォン ビンゲン 二	ルクセンブルグ市 ヒルデガルト
ミズホ トラスト アンド バンキング（ルクセンブルグ）エスエー	ルクセンブルグ大公国	ミズホ トラスト アンド バンキング（ルクセンブルグ）エスエー	ルクセンブルグ大公国
［同上］		［同上］	
ドイチェ ヴェルト パピアサービス バンク アーゲー	ドイツ連邦共和国 フランクフルトアムマイン市 エシュボルン ケルナーストラッセ 五	ドイチェ ヴェルト パピアサービス バンク アーゲー	ドイツ連邦共和国 フランクフルトアムマイン市 ヴィルドゥン ガーストラッセ 十四
［略］		［同上］	
バンク オブ チャイナ リミテッド デレン プライベート バンク エヌ．ヴィ．	中華人民共和国 北京市 シーチェン区 フーシンメンナイストリート 一番 ベルギー王国 アントワープ市 ヤン・ファン・レイスウィックラン 百八十四番地	バンク オブ チャイナ リミテッド	中華人民共和国 北京市 シーチェン区 フーシンメンナイストリート 一番
［略］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第八十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年十月三十日

法務大臣　山下　貴司
菊池　和史
東京法務局所属

○経済産業省告示第百四十二号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。）第四条第二項の規定に基づき、令和九年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（以下「令和九規制年度」という。）における特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表第二の中欄に掲げる特定物質代替物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣が告示する期間を次のように定める。

令和八年十月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

法第四条第二項の経済産業大臣が告示する期間は、令和八年十一月十三日から同年十一月二十日とする。ただし、令和九規制年度の状況等により、随時製造数量の許可を行うことが必要な場合にあっては、この限りでない。

○経済産業省告示第百四十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年十月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
株式会社大淀高圧	兵庫県尼崎市次屋三丁目六番二十七号	株式会社大淀高圧 兵庫県尼崎市次屋三丁目六番二十七号	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第八十七条第一項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までの規定により規定する保安検査を行う特定施設の保安検査の指定	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	令和八年六月二十五日
			一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第百五十三号）第七条第四項第二号及び第九項の規定により保安検査と同じ検査を行うものとして定める者		